# マネー・ローンダリング・金融犯罪対策の取組強化について

令和 7 年 12 月 1 日
代表理事組合長　八木　達良

近年、特殊詐欺や SNS 型投資詐欺など、金融犯罪の手口はますます巧妙化・多様化しており、お客様の大切な財産を脅かす深刻な社会問題となっています。また、国際社会においては、マネー・ローンダリング（犯罪収益の資金洗浄）やテロ資金供与を防止するための対策が、金融機関に課せられた重要な責務となっています。

当組合では、お客様に安心してご利用いただける環境を提供するため、マネロン・金融犯罪対策を経営の重要課題として位置づけ、経営陣の強いコミットメントのもと、取り組みを一層強化してまいります。具体的には、金融庁が示す「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、実効性のある態勢整備を進めるとともに、その有効性の検証と、不断の見直しを行い、対策の高度化を図ってまいります。

この対策強化に伴い、お客様には、口座開設時だけでなく、お取引の内容や状況に応じて、より詳しい情報（取引目的、ご職業、事業内容など）のご提供や、本人確認書類の更新をお願いする場合がございます。こうしたお願いは、皆様の資産を守り、安全な社会を維持するために不可欠な取り組みであります。

役職員一同、改めて緊張感を持って業務にあたり、お客様の信頼に応えるべく全力を尽くす所存です。今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。